

建設発生土の処分に関する取り扱いに係る Q&A

Q 1. 施工中の搬入伝票提示の目的は何か。

A 1. 元請業者が把握していないまま運搬業者が施工計画書に記載された処分場とは異なる処分場へ建設発生土を搬入した事案など、監督員等の協議を行うことなく施工計画書で提出した処分場以外へ建設発生土が搬入された事案が複数発生したことから、施工途中に監督員等が搬入先の処分場を確認することとしました。

Q 2. 搬入伝票では何を確認するのか。

A 2. 搬入伝票にて搬出現場、受入施設などの記載内容を確認します。

施工中の搬入伝票確認の目的は、施工計画書で提出している処分場へ搬入されていることを確認するとともに、あわせて記載漏れがないことを確認することです。

なお、期間ごとの処理数量の集計まで求めるものではありません。

Q 3. 搬入伝票の確認は、毎月決まった日に行うのか。

A 3. 概ね 1 か月を目安として確認することとしています。

Q 4. 1 台ごとの搬入伝票でなければいけないのか。

A 4. 1 台ごとの搬入伝票を確認することとしています。

なお、福岡市の発注工事については、処分場に 1 台ごとの搬入伝票を発行するよう依頼しています。

Q 5. 適用年月日について、適用日時点で施工中の工事も含まれるのか。

A 5. 令和 8 年 8 月 1 日以降に契約する工事を対象としています。

Q 6. 搬入伝票に受注者名ではなく、運搬業者名の記載ではいけないのか。

A 6. 搬入伝票には運搬業者の記載でも良いこととします。

なお、その場合、施工計画書で工事と運搬業者の関係が分かるようにしてください。